

東かがわ市告示第15-2号

東かがわ市市民ジャーナリスト設置要綱を次のように定める。

令和7年2月26日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市市民ジャーナリスト設置要綱

(設置)

第1条 東かがわ市（以下「市」という。）から発信される情報をより広く広報し、行政のみでは届かなかった層への情報の広がりを図るため、東かがわ市市民ジャーナリスト（以下「市民ジャーナリスト」という。）を置く。

(任務)

第2条 市民ジャーナリストの行う任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市からの情報提供を基にした情報発信
- (2) 市の産業、歴史、文化、観光情報等の広報
- (3) 市全体の情報発信力の向上に関する取組への協力
- (4) その他情報発信に関する取組

(委嘱)

第3条 市民ジャーナリストは、次の各号の全てに該当する者の中から市長が委嘱する。ただし、18歳未満の者の場合は、委嘱の際、親権者の同意を必要とする。

- (1) 15歳以上である者
- (2) 市内在住、在勤若しくは在学又は市外在住で市と関わりのある者
- (3) 自身の運営するメディア又はSNSアカウントを保有し、かつ、SNSアカウントのフォロワーが3千人以上の者
- (4) 市民ジャーナリストの目的を理解し、活動に協力できる者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 市民ジャーナリストの任期は1年以内とし、再任を妨げない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは市民ジャーナリストを解任することができる。
- 3 市民ジャーナリストから特段の申出がない限り、任期を自動で1年間更新するものとする。

(報酬等)

第5条 市民ジャーナリストに対する報酬は、支給しない。ただし、任務遂行、宣伝活動等のため、市民ジャーナリストに名刺その他市長が必要と認めたものを提供することができる。

(庶務)

第6条 市民ジャーナリストに関する庶務は、総務部戦略情報課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年2月26日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以降、最初に委嘱する市民ジャーナリストの任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。